



MAINICHI



新毎日

3月11日(水)

2015年(平成27年)

発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号

〒530-8251 電話(06)6345-1551

毎日新聞大阪本社

「外れ馬券は経費」確定

最高裁判決「購入は経済活動」

馬券を継続的に大量購入した場合、「外れ馬券代」が経費と認められるかが争われた所得税法違反事件の上告審判決で、最高裁第3小法廷(岡部喜代子裁判長)は10日、経費ではないと主張した検察側の上告を棄却した。「的中するか考えず、長期間にわたり何度も頻繁に馬券を購入し続け、その行為が一つの経済活動と認められる場合、外れ馬券を含む全馬券の購入代金が必要経費に当たる」との判断を示した。被告の元会社社員(41)を懲役2月、執行猶予2年としつつ、外れ馬券代を経費と認め、脱税額を起訴内容の約5億7000万円から約5000万円に大幅減額した1、2審判決が確定する。

「当たり馬券の払戻金は通常「一時所得」に

全て経費と認められると主張していた。

1、2審判決によると、インターネットでほぼ全レースの馬券を自動購入。2009年までの3年間で約28億7000万円分の馬券を買い、約30億1000万円の払戻金を受けた。【川名壮志】

国税庁の話 裁判所の判断を謙虚に受け止め、今後も適正な課税に努める。

被告の元会社社員「国税は柔軟に」

最高裁判決を受け、

元会社員の男性(大阪府在住)の弁護士を務める中村和洋弁護士(大阪弁護士会)が大坂市内で記者会見し「こちらの主張が認められた。本当によかった」とする男性のコメントを読み上げた。

男性は10億円を超える税金を追徴され、「一生かかっても払いきれない」と訴えてきた。

中村弁護士から電話で判決内容を伝えられると、ほっとした様子だったという。

男性はコメントの中で「申告しなかったことは後悔している。しかし、裁判で決着するまでの負担を考えると、簡単に受け入れられる選択肢ではなかった」と心境を明かした。国税当局に対しては「安心して申告や相談ができるよう柔軟に対応してほしい」と注文を付けた。【堀江拓哉】